

富士市建設工事における遠隔臨場試行要領

(目的)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設工事において、受注者、監督員及び検査員の業務効率化を図るため、受注者がウェアラブルカメラやネットワークカメラ（以下、「モバイル端末等」という。）を活用し、現場等から離れた場所で発注者が必要とする情報を入手できる場合に臨場に替えることができるもの（以下、「遠隔臨場」という。）の試行について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 富士市が発注する全ての工事を対象とし、施工箇所の通信環境が良好である工事で、受発注者の協議が整った場合に遠隔臨場を実施することができるものとする。

(適用)

第3条 遠隔臨場は、立会（公共建築工事標準仕様書等に定める監督員の立会を含む）、段階確認、材料検査及び工場検査並びに中間検査で行うことができる。

ただし、出来形計測等において映像で計測値の確認が困難な場合は、適用対象外とする。また、夜間、暗所等のカメラ撮影が困難な場合も、適用対象外とする。

(実施方法)

第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の手順により実施する。

(1) 事前調整

受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。

(2) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、遠隔臨場中の監督員または検査員の映像を含む写真を記録し提出するものとする。

また、遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員または検査員の臨場に替えて工事黒板(電子小黒板含む)に「遠隔臨場」と明記した写真により行うものとする。

(実施手続)

第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

(1) 事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

(2) 遠隔臨場の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願の確認方法欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、受注者が遠隔臨場を希望した場合においても、監督員または検査員が臨場の必要があると判断した場合は、臨場により実施するものとする。

(3) 遠隔臨場の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員または検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、遠隔臨場にて、必要となる情報が得られなかった場合は、臨場による確認に変更するものとする。

(4) 遠隔臨場の記録

受注者は、遠隔臨場による監督員の確認をした場合、速やかに実施記録を監督員に提出するものとする。

受注者は、遠隔臨場による検査員の検査をした場合、速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

(機器等の手配・仕様)

第6条 機器等の準備、手配、機器の仕様の決定にあたり以下のことに留意する。

(1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末等及び通信回線等の準備を行うものとする。

(2) 監督員または検査員は、富士市が保有するパソコン等を利用する。

(3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、富士市が保有するパソコン等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(試行の検証)

第8条 遠隔臨場を実施した受注者は、有効性や効果、課題等について把握するための調査等に協力する。

(成績評定)

第9条 工事成績評定の対象となる工事で遠隔臨場を実施し、建設現場の生産性向上に効果が認められた場合は、「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

(その他)

第10条 本要領に定めのない事項は、受発注者間で協議して決定する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、既契約工事についても適応とする。また、第9条の規定は、令和8年4月1日から施行する。